

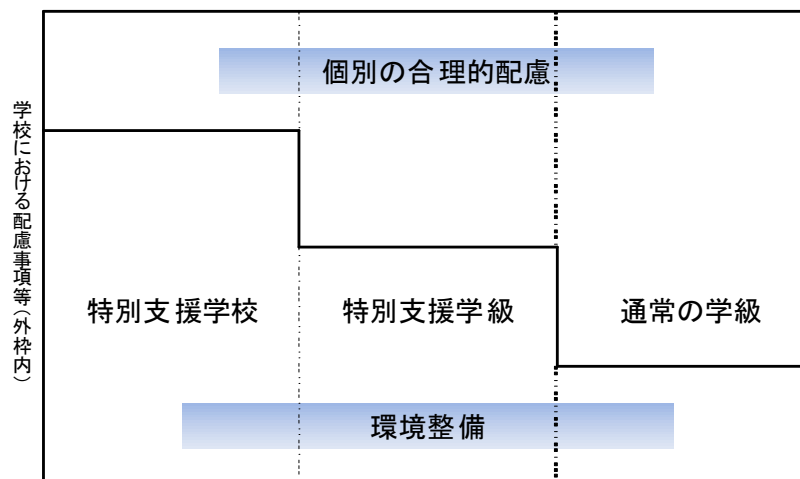
平成23年12月16日
合理的配慮等環境整備検討WG
委員 福島 慎吾

環境整備と個別の合理的配慮の概念整理について

(WG第6回 資料2 「合理的配慮」について(案)]にて提示された
概念整理に対する理解と確認のための資料)

1. 環境整備と個別の合理的配慮の関係について

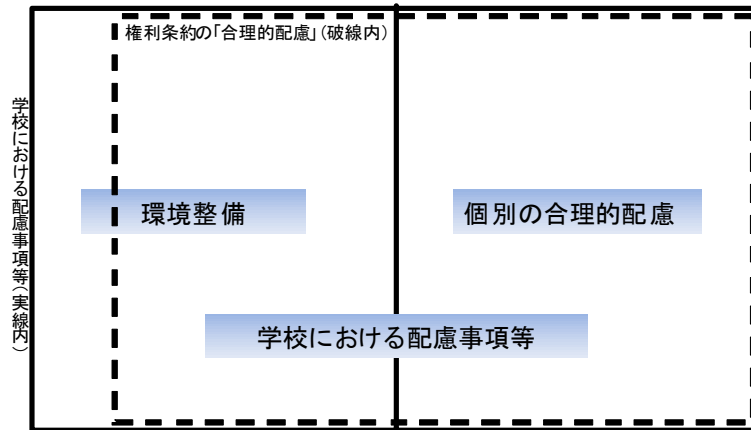
環境整備 + 個別の合理的配慮 = 学校における配慮事項等



- 就学先によって環境整備が異なることから、共通の配慮の観点にもとづく個別の合理的配慮は、特別支援学校<特別支援学級<通常の学級の順で多くなるものという理解でよいか。(ただし学習集団の規模や設置校数が限定される等の理由から、特別支援学校や特別支援学級において特有な個別の合理的配慮もあると思われる。)
- ※上記の概念図は、一人の障害のある子どもが各就学先を選択したときに受ける個別の合理的配慮を示したものであり、それぞれの学校における個別の合理的配慮の総量を示したものではない。

2. 学校における配慮事項等と権利条約における合理的配慮との関係について

学校における配慮事項等 ≡ 権利条約の「合理的配慮」



○個別の合理的配慮は権利条約の合理的配慮と同義であって、かつ学校における配慮事項等は権利条約の合理的配慮とほとんど重なるという理解でよいか。(環境整備の一部については、権利条約の合理的配慮とは言えないものもあるかもしれない。)

以上